

令和2年度食料産業・6次産業化交付金の実施要望調査について

1 趣旨

兵庫県では、農山漁村の所得の向上や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者などの事業者との連携による新商品の開発、販路の開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備などの取組を支援しています。

つきましては、令和2年度所要額を把握し、農林水産省に食料産業・6次産業化交付金に係る要望を行うため、本調査を実施します。

なお、農林水産省から交付を認められた場合、各事業者の方には、兵庫県の補助金交付要綱に基づいて、補助金を交付します。

2 要望調査対象事業

項目	加工・直売の支援体制整備事業	加工・直売の推進支援事業	加工・直売施設整備事業
事業実施主体	市町(ただし、人材育成研修の開催については、6次産業化戦略策定市町に限る)	市町、農林漁業者、民間事業者、事業協同組合、商工業者の組織する団体等	農林漁業者団体又は農林漁業者団体等と連携する中小企業者(法認定者※1)
対象事業	1 6次産業化・地産地消推進協議会の開催、6次産業化計画に基づく交流会の開催 2 人材育成研修の開催	1 加工適性のある作物導入 2 新商品開発・販路開拓の実施 3 直売所の売上向上に向けた多様な取組 4 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大 5 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発	1 農林水産物等集出荷のために必要な施設 2 農林水産物等処理加工のために必要な施設 3 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工の連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設等
交付率	定額	定額(1/3以内(ただし、6次産業化の取組に関する「市区町村戦略」に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の1/2以内)	定額(事業費の3/10以内(ただし、中山間ルネッサンス事業により策定する「地域別農業振興計画」又は6次産業化等の取組に関する「市区町村戦略」に基づく事業は、1/2以内とする。)また、補助金の額は次の(1)から(3)までに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とする。(上限1億円)

			(1) 交付対象事業費に 3/10(又は 1/2)を乗じて 得た額 (2) 交付対象事業費に充て るために貸し付けられた 資金の額 (3) 交付対象事業費から (2)の額及び地方公共団 体等による助成額を控除 して得た額
--	--	--	---

※1 法認定者：六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者団体又は
中小企業者

3 事業の概要及び応募資格、採択基準等

詳細は「食料産業・6次産業化交付金実施要綱」等をご参照下さい。

(農林水産省HPリンク <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>)

4 提出書類

(1) 共通

要望調査総括表(様式1) ※ 要望がない場合は不要

(2) 加工・直売の支援体制整備事業

- ① 実施計画書(加工・直売の支援体制整備事業)及び添付資料
- ② 配分基準評価表(様式2)

(3) 加工・直売の推進支援事業

- ① 実施計画書(加工・直売の推進支援事業)及び添付資料
- ② 配分基準評価表(様式2)

(4) 加工・直売施設整備事業

- ① 実施計画書(加工・直売施設整備事業)及び添付資料
- ② 配分基準評価表(様式3)

5 その他(留意事項)

(1) 令和2年度に事業実施を希望する場合は、必ず今回の調査で報告してください。

ただし、今回の要望調査は、令和2年度の所要額を把握するために実施するもので、
交付先・交付額を決定するためのものではありません。

また、現時点で揃えることのできない添付資料については、相談に応じます。

(2) 評価基準に基づきポイントを算定し、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計
画から順に採択し、要望額に相当する額を配分することとしています。

- (3) 提出された実施計画書の内容について、ヒアリングを通じて補助事業の要件等を確認のうえ、具体化を進めていく予定です。その際、追加資料等の作成をお願いする場合があります。
- (4) 現在の要望調査の内容については、農林水産省の令和2年度予算の動向で変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。